

岡山県子ども・子育て会議の概要

1 設置根拠

○子ども・子育て支援法（平成24法律第65号）第77条第4項

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条

2 役割

(1) 県が、子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、この会議の意見を聴かなければならない。

また、当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとされている。

(2) 知事が、幼保連携型認定こども園の設置の認可等、事業の停止若しくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しをしようとするときは、この会議の意見を聴かなければならない。

また、上記に関する事項を調査審議することとされている。

3 岡山県子ども・子育て会議の概要

(1) 条例公布 平成25年10月4日

(2) 人数 15人

(3) 委員 委員名簿参照

4 関係法令

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項

都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条

第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

岡山県子ども・子育て会議条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七 条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条に規定する審 議会その他の合議制の機関として、岡山県子ども・子育て会議(以下「子 ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 1略</p> <p>2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項に規定する子ども・子育 て支援及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第二十三条に規定する教育及び保育等に関し識見を有する 者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七 条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県子ども ・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 1略</p> <p>2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項に規定する子ども・子育 て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>